

入管庁警第 154 号
令和 3 年 9 月 30 日

入 国 者 収 容 所 長 殿
地方出入国在留管理局長 殿
地方出入国在留管理局支局長 殿

出入国在留管理庁出入国管理部長 丸 山 秀 治
(公印省略)

被収容者の体調をより正確に把握するための通訳人等の活用について（指示）

被収容者の体調を正確に把握するに当たっては、日本語を解さない者はもちろんのこと、日本語が堪能な者であっても、難解な医学用語を日本語で十分に理解しているとは限らないとの認識の下、適切に対応する必要があります。

これまで、平成 27 年 1 月 8 日付け法務省管警第 7 号「被収容者の動静把握の徹底について（通知）」により、積極的に外部の通訳人を活用するよう指示がなされていますが、改めて被収容者の体調を正確に把握するための通訳人の活用等について、下記のとおり定めますので、組織全体で意識付けいただくとともに、体調不良を訴える被収容者への時機を逸さない適切な対応に意を用い、決して被収容者が理解しているだろうとの職員の思い込みに基づき日本語で意思疎通を図ることがないように部下職員に指導・徹底願います。

記

- 1 被収容者から体調不良の訴え等があり、職員が被収容者の体調を聴き取る必要が生じた場合

突然の申出に対し、外部の通訳人を時機を逸さず確保することは困難を極めることが予想されるため、各官署においては、機械翻訳機器を配備することとし、当該機器を活用した意思疎通を図るものとする。

機械翻訳機器を用いる場合には、被収容者の訴える症状が正確に翻訳されない可能性も考慮し、聴取した内容を十分に確認すること。ただし、緊急の場合

にはこの限りでない。

なお、機械翻訳機器を介してもなお十分な意思疎通ができないと被収容者が訴え又は職員が判断する場合には、速やかに外部の通訳人（電話等を活用する場合を含む。以下同様。）を確保するものとする。

2 被収容者が医師による診療を受ける場合

庁内診療のほか、救急搬送を含む外部医療機関での診療においては、受診まで一定程度の時間を要すると思料されるので、原則として、すべての診療に対し、意思疎通を図るための外部の通訳人を確保するものとする。

なお、緊急に診療を実施する場合等の外部の通訳人を確保することが困難な場合には、機械翻訳機器を活用した意思疎通を図るものとする。